行政機能 住宅• 保健医療 エネル 情報 産業 交诵• 農林 国土 土地 環境 金融 警察・ 通信 構造 物流 水産 保全 利用 都市 • 福祉 消防 都市の防災機能の強化に貢献したい No.20 国土交通省 補助金等 (開始年度) 令和3年度 水害時に発生する避難者のための一時避難場所の整備 支援の名称 促進(一時避難場所整備緊急促進事業) 制度の 水害時に発生する避難者を一時的に受け入れる施設の整備を促進する制度です。 趣旨•背景 ■補助対象・補助率 避難者を受け入れるために付加的に必要となるスペースや防災備蓄倉庫、電気設 備(設置場所の嵩上げを含む)、止水板等の整備に要する費用(掛かり増し費用)に ついて、民間事業者の負担を求めず、国と地方公共団体が負担することとします。 ・民間事業者が整備主体の場合 国:2/3、地方公共団体:1/3 ・地方公共団体が整備主体の場合 国:1/2、地方公共団体:1/2 ■対象となる取組 制度の 1. 一時滞在施設の整備 内容 民間建築物等を活用し、水害時の避難場所の確保を促進します。 • 対象施設:地方公共団体と水害時の避難者の受入に関する協定を締結するオフ ィスビル、商業施設、マンション等 • 対象地域:浸水想定区域等の区域又はその隣接する地域 2. 要件 ・耐震性を有すること(新築の場合は、耐震等級2相当) 自家用分(通常時に施設利用する者の分)と帰宅困難者分の食料・水等を3日 分備蓄可能であること等

地方公共団体又は民間事業者等の一時滞在施設を整備する者

国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室

TEL:03-5253-8111(内線39-677)

対象となる方

先など

問い合わせ